

令和元年度福岡市特別職報酬等審議会議事録

1 日 時 令和元年12月5日（木） 10時00分から10時45分まで

2 場 所 福岡市役所本庁舎15階 第4特別会議室

3 出席者

(1) 委 員	伊藤 龍峰	委員（会長）	安部 泰宏	委員
	石内 絵衣子	委員	石堂 高大	委員
	岩城 和代	委員	桑野 龍一	委員
	小池 鈴美	委員		

(欠 席)	鬼木 晴人	委員
	小野 和枝	委員
	長柄 均	委員

(2) 事務局	総務企画局長	人事部長	労務課長	
	労務課労務係長	労務課給与制度係長		外4名

4 議事の経過

- (1) 会議の開始（会長）
- (2) 挨拶（総務企画局長）
- (3) 開催趣旨説明（人事部長）

① 審議会開催の趣旨

今回は、審議会に議員報酬等の改定を諮問することではなく、福岡市特別職報酬等審議会規則第2条第2項の規定に基づき、令和元年度の特別職の議員報酬等の状況について審議会に説明の上、議員報酬等の改定の必要性の有無について意見を聞くため、審議をお願いするもの。

② 前回改定以降の経緯

市長等の給料及び議員報酬の現行の水準については、平成6年2月10日の審議会答申に基づき、平成6年4月に改定したものであるが、その後、地域手当の引上げに伴う配分替えとして、平成20年12月4日の審議会答申に基づき、平成21年4月に市長等の給料の額を改定している。

- (4) 資料に基づき特別職職員の報酬等の状況を説明（労務課長）
- (5) 議員報酬等を改定する必要性の有無に関する協議
- (6) 会議の終了（会長）

5 審議の内容

(1) 議員報酬等に関する審議

① 事務局による説明

ア 特別職報酬等審議会を設置等の根拠規定等の説明

イ 特別職に支給される給与等の種類やその水準、年収等について説明

ウ 特別職の年間給与等の水準については、平成6年度から月例給の水準は据え置かれているため、変動の要因は、期末手当の支給率の増減によるものである。

なお、今年度は、期末手当を0.05月引き上げる見込みとなっている。

エ 特別職の給与等と一般職の局長級職員の給与との格差については、昨年度から変わっていない。

オ 一般職の給与については、前回の議員報酬等の水準改定を行った平成6年度から令和元年度までの給与改定率の累計は0.63%となっており、平成6年当時と概ね同等となっている。

カ 平成13年度は一般職の給与改定率の累計が5.66%であったが、当時の市長の給料が政令市中位の順位（12政令市中で6位）であったこと、一般職職員との給与の逆転が生じるまでの状況に無かったことや当時の財政状況をはじめとした福岡市を取り巻く状況に鑑み、議員報酬等の改定を行わなかった。

キ 他の政令市と比較すると、本市の人口は20政令市中高い方から5番目であるが、市長の給料月額が9番目、議長の議員報酬は7番目等である。

なお、地域手当や期末手当を含めた年収ベースで比較した場合、市長は6番目、議長は8番目等となる。

ク 昨年の本審議会以降の他の政令市の議員報酬等の改定状況については、熊本市が引上げ改定を行っている。

ケ 議員報酬月額総額の市民1人当たりの額は、政令市の中で6番目に低い。

コ 本市の令和元年度の予算規模は、全会計で約1兆9,239億円であり、前年度より2.5%の増となっている。

サ 本市の市債残高は、平成16年度の約2兆5,882億円をピークに着実に減少しており、平成30年度には約2兆771億円となっているが、平成29年度普通会計決算における市民一人当たりの市債残高は政令市の中で4番目に大きい状況にある。

シ 本市の平成30年度普通会計決算における人件費、扶助費、公債費を含めた義務的経費の歳出総額に占める割合は、扶助費の増加を背景に、依然として高水準にある。

ス 本市の平成30年度普通会計決算における歳出総額に占める人件費の割合は政令市の中で最も低い状況にある。

セ 本市の平成30年度普通会計決算における財政力指数は政令市の中で中位にある。

② 委員の意見

ア 本市一般職の給与改定率の累積、いわゆる累積ペアの状況を踏まえると、改定するほどの乖離はないと考える。

イ 他の政令市と比較した場合、本市の特別職の議員報酬等の額については、概ね適当な水準にあると考える。

ウ 昨年度の状況と今回の状況を比較した場合、議員報酬等の額の引き上げや引き下げを議論すべき大きな変化は見られない。

③ 審議・結論

審議の結果,

ア 一般職職員の給与改定状況との均衡が保たれていること。

イ 他の政令指定都市との均衡が概ね図られていること。

などの理由により、次年度において、引き続き議員報酬等の額を据え置くことが適当であるということを結論とする。

(2) 報告の方法

今回の結論については、事務局から市長に報告する。